

第1 目的

生成 AI の急速な進化により社会経済が様変わりする中、本県の IT 産業・非 IT 産業において、生成 AI の利活用を促進し、県内企業の AX (※) を推進するため、その担い手となる AX 推進人材の育成・確保を図る。

※) AI トランスフォーメーション (AI Transformation) の略で、人工知能 (AI) を活用して産業やビジネスプロセスを再構成し、進化させることを意味します。DX (デジタル・トランスフォーメーション) がデジタル技術による変革を指すのに対し、AX はさらに進んで AI を通じた変革を表します。

第2 業務内容

AX 人材に必要な知識・技術等の能力を付与するため、次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目標達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

講座の実施に当たっては、県内企業の実情・課題等について調査検討を行い、その企業内人材等に対して必要な教育カリキュラムを企画し、講師の確保や受講者へのフォローアップ体制等を構築して、教育を行うこと。

事業の実施に当たっては、契約締結後にさが産業ミライ創造ベース (以下「RYO-FU BASE」という。) と本事業受託者においてキックオフミーティングを実施し、事業の方向性や内容について協議を行い、認識を合わせたうえで事業を開始することとする。また、契約期間中はチャットツール等を用いて委託者・受託者双方の日々のやりとりを円滑に行い、双方が共通理解の下、効果的な事業の展開が可能になるように努めるものとする。さらに、県内の自治体や企業、商工団体、産業支援機関等とも連携し、以下のとおり実施すること。

(1) 講座のカリキュラム作成

県内の企業内人材が主な対象になることを想定しながら、生成 AI についての基本的な知識や考え方、AX を推進するために効果的な生成 AI の使い方を身につけ、受講者の所属企業や受講者が支援する支援先の企業等で AX を推進するためのマインドを形成するカリキュラムを作成すること。

カリキュラムの作成にあたっては、次の「ア」から「エ」に掲げる要件を満たし、「オ」に掲げる受講修了者の到達イメージに必要な知識を習得できる内容とし、効率的な教育を実施するために最適な催行人数や受講コースの設定、学習期間、開催回数、1 回当たりの教育時間、講座受講者が準備する必要がある学習環境等を提案に盛り込むこと。また、生成 AI に関する基礎的な知識やスキル習得を行う座学、受講者同士でのワークショップ、生成 AI を扱うハンズオンをカリキュラムに盛り込み、インプットだけでなく学んだ内容についてアウトプットする機会を講座内で設けること。受講者のモチベーション向上のため、講座開始後のできるだけ早い段階で、座学よりもまずは体験や実習等を取り入れ、「具体的にどのような場面でどの

ようなことが可能になる」といったことを理解・認識させながら、受講者の興味関心を喚起することを考慮すること。また、講義の中で、受講者が所属する企業や支援機関等での AX 推進プラン等を作成し、講義最終回での発表等、共有する機会を設けること。

なお、作成したカリキュラムについて RYO-FU BASE と協議を行い、承諾を得た上で「(5) 講座の運営」を行うこと。

ア 使用する生成 AI (以下、「生成 AI」という。)

文章生成 AI (例: ChatGPT、Copilot)、画像生成 AI (例: Canva AI、DALL-E)、動画生成 AI (Runway、Sora) 等。

なお、具体的に選定した生成 AI については提案書に記載することとするが、受講生によって、実情・課題等が様々であることを踏まえると、できるだけ複数の生成 AI の操作等を習得できることが望ましい。

イ 講座受講時間数

24 時間以上

ウ 講座受講形態

座学については、自宅等からオンラインで受講可能な形態もしくはオンデマンド形態での提供を行うこと。また、ワークショップについては、オンラインとオフラインのハイブリッド形式で実施すること。なお、その際、ワークショップの効果を考慮したうえで、原則オフライン会場に集まるよう受講者に働きかけることも可能とする。ワークショップについては、平日日中に実施するコースと休日もしくは平日夜に実施するコースを設ける等、受講者の学習に効果的なコースの設定を行うこと。

エ 使用する教材・生成 AI 等

使用する教材・生成 AI 等について以下の条件を満たすこと。なお、講座課程において使用する教材・生成 AI の有料版使用料等については、必要に応じて講座受講者に負担を求めるとも可能とする。その場合、想定される負担内容や金額等について提案書に具体的に記載すること。

- ① 市販されていない教材を使用する場合は、著作権に係る諸手続きを完結していること。
- ② 使用する生成 AI については、必要なライセンスの許諾を受けていること。
- ③ 使用する生成 AI の利用規約やエンドユーザーライセンス契約 (EULA) をよく読み、使用範囲や制限を十分に理解し、生成 AI を使用すること。
- ④ 生成 AI の使用にあたり、関連する法律や規制を遵守すること。

オ 講座受講修了者の到達イメージ

- 生成 AI を活用して、業務効率化など、自社の AX 推進に貢献できる。
- 生成 AI 導入の際、自社に最適な選択となるよう情報収集・検討・判断ができる。
- 講座終了後も継続的に社内に働きかけ、所属企業の AX の推進に貢献できる。
- 業務改善等にたとえ周囲が協力的でなくても信念を持って取り組むことができ、また、そのことにやりがいや面白さを感じることができる。

(2) 講座受講者の募集及び広報

Webサイトを構築するとともに、パンフレット、SNS (Facebook、Instagram、LINE 等)、有料広告媒体といった各種広報媒体を用いて講座受講者の確保に必要な広報を受託者により行うこと。その際どの広報手段がコンバージョンしているか分析を行い、適時効果的な広報を行うこと。また、当事業で実施する講座や創出した事例等について情報発信を行うこと。募集や広報にあたっては、次の「ア」から「ウ」に掲げる要件を満たし、県内の市町、商工団体、佐賀県産業スマート化センター等とも連携して取り組むこと。

なお、募集に当たっては単なる「生成AIの使い方講座」ではなく、本事業が県内産業の振興や県内企業の成長支援を人材面から下支えする趣旨・目的の下、行われていることに鑑み、「(7) 取組事例の掲載」で受講者自身や所属企業の取組をアピールできる場があること、あわせて、RYO-FU BASE や受託者が行うこれらの成果の普及啓発に受講者やその所属企業においては一定程度、協力を行うべきであることも周知すること。

また、これらを踏まえた広報の手法や応募者数の目標については提案書に具体的に記載すること。

ア 受講対象者

「(3) 講座受講希望者向け説明会」に参加又は説明会の動画を閲覧した者であり、以下の①～④のいずれかに該当する者。

- ① 県内在住もしくは県内への移住を予定する者で、県内企業への就職を希望する者
- ② 県内の企業内人材（転職希望者や企業からの派遣等による受講者等）
- ③ 県内在住の学生
- ④ その他、RYO-FU BASE が必要と認める人材

イ 講座受講者数

100人

ウ 各種広報

・ ホームページの作成

ホームページに盛り込む内容としては、講座内容、受講者募集内容、「(7) 取組事例の掲載」の事例紹介、受講応募フォーム等とする。

・ SNS の活用

広報の手段として SNS を活用し、講座開始後も本事業の取組を定期的に発信すること。なお、どの SNS を活用するかは提案書に記載すること。

・ チラシの作成

配布については配布先の重複等を防ぐため、RYO-FU BASE と調整を行うこと。

・ 関係先への訪問など

その他、上記広報媒体等を用いた広報とともに、受託者自らが関係先への訪問等を行い、受講者の確保に努めることとし、その計画についても提案書に記載すること。

(3) 講座受講希望者向け説明会の開催

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に受講希望者向け説明会を開催すること。開催場所については、県内の会場及びオンラインでも参加ができるハイブリッド形式で開催すること。

なお、説明会の開催回数については受講者確保に効果的と思われる回数を設定し、提案書に具体的に記載すること。また、説明会に参加できない希望者に対しても Web サイトに映像を掲載する等して後日閲覧できる環境を提供すること。

説明会においては、カリキュラムや受講に必要な教材等の費用の説明のほか、講座受講の意義、AX に関する知識の必要性等受講にあたって必要な内容の説明に加え、生成 AI の体験や県内企業の AX 事例の提供等、説明会参加者の受講意欲を喚起する内容とすること。

なお、生成 AI 体験については、具体的に使用する生成 AI、体験内容を提案書に記載すること。

(4) 講座受講者の選定

講座受講希望者に対して、必要に応じて受講者の選定を行うこと。なお、選定を行う場合は、具体的な選定手法について RYO-FU BASE と協議の上、承諾を得ること。また、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、受講希望者が定員を下回る場合でも、講座の進捗や運営を円滑にするために受講者選定の基準を設けることが必要であれば、基準を設けることを可能とする。ただし、基準を設ける場合は、提案書に具体的に記載し、受講者募集の際にその旨の周知を行うこと。

なお、迷惑行為等により講座の開催に支障があると認められる講座受講希望者については、RYO-FU BASE との協議の上、受講を拒むことができる。これは、講座受講者の選定段階だけでなく、受講期間中であっても同様の取扱いとする。

(5) 講座の運営

「(1) 講座のカリキュラム作成」において作成したカリキュラムおよび次の「ア」から「キ」に基づき、講座を開催すること。また、受講者が見通しを持って受講できるよう講座開講時にオリエンテーションを実施し、講座の目的や到達像、カリキュラムの内容、使用する生成 AI 等について説明すること。

ア 実施場所

講座受講者の受講環境確保のため、リアルタイムで講座を開催する際は、インターネット環境を有する学習場所を佐賀県内において 1 か所以上設置すること。学習場所は、講座受講者の利便性に配慮した場所であって、必要人数を収容するのに適した広さ、エアコン設備その他適切な設備を有する場所を受託者において確保すること。

イ 講座受講者のサポート

講座期間中は、受講者からの講義内容に関する質問を受け付ける相談窓口を設置し、受講者同士で意見を共有できる場の作成等、受講者が効果的に学習できるようサポートを行うこと。受講者とコミュニケーションを密に取る等受講者が受託者に相談しやすいと思える関係性を構築すること。また、講座受講者同士の交流や互いに教え合う機会を創出するため、

コミュニケーションツール等を用いた受講者コミュニティを形成し、運営を行うこと。

ウ 講師の確保、その他必要な事務

講師の確保及び調整や、講座の実施に必要な消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については受託者の責任において行うこと。

エ 講座受講者のフォローアップ及び個人情報等の管理

講座受講者については名簿等を作成し、個人情報等を含め適切に管理すること。

また、講座受講者に対しアンケート等を実施して、受講状況をデータで可視化すること。そのうえで必要なフォローアップ等を行うとともに、カリキュラム等にもフィードバックすることで受講者が受講途中で離脱しないよう努めること。

なお、フォローアップ等を含めた受講者の管理や教育内容の理解度の把握方法については提案書に具体的に記載すること。

オ 動画の作成・提供

講座受講者が講義に参加できない場合においても映像等により後日学習できる環境を提供すること。また、映像は欠席者がいない場合においても撮影し、講座受講者の復習用教材として提供すること。

カ 修了証明書の発行

講座の修了証明書の作成及び発行を行うこと。修了証明書の発行に当たっては教育内容の理解度を測るための指標を定めて、その指標を達成した者のみに対して証明書を発行することとし、修了に係る指標については提案書に具体的に記載すること。

キ 目標とする修了率

講座受講者のうち75%以上が修了となるよう学習のサポートを行うこと。

ク その他

このほか、講座を実施するにあたり想定される業務は以下のとおり。

- ① 講座受講者の出欠の管理及び指導
- ② 指導記録の作成
- ③ 講座受講者の中途離脱に係る対応
- ④ 講座受講証明書の発行
- ⑤ 災害発生時の連絡
- ⑥ 教育状況の把握及び報告
- ⑦ 講座受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ⑧ 修了時における講座受講者の AX 推進プラン内容・取組状況の把握及び報告
- ⑨ 教材費等の徴収（教材費等を徴収する場合）
- ⑩ その他 RYO-FU BASE が必要と認める事項（個人情報の取り扱い含む）

(6) 生成 AI 導入・業務改善相談窓口の設置

講座開始以降、本事業の契約期間中は、受講者が、自身が所属する企業や支援する企業でツールの導入や業務改善を検討する際の相談窓口を設けること。受講者が早い段階から所属組

織内の AX に取り組むことができるよう講座期間中から相談を促すこととし、各受講者の進捗状況の把握や進捗に合わせたアドバイスを行うこと。進捗状況の把握方法や相談窓口の運用方法については具体的に提案書に記載すること。窓口においては、講師等がアドバイスできる範囲のものを受付け、受講者やその所属企業等が実際に本格的な導入やそのためのコンサルティングを希望する場合は佐賀県産業スマート化センターを紹介する等支援機関と連携すること。なお、窓口担当者については、経営コンサルティングの実績などこれまでの経験を考慮したうえで適切な人員を配置すること。

(7) 取組事例の掲載

受講者の取組内容を、事例として HP に掲載し可視化すること。掲載する事例の数としては、5 例以上を掲載すること。また、掲載内容については取組の途中であっても事例として掲載することを可能とする。なお、掲載については、事前に RYO-FU BASE と内容を協議のうえ公開すること。

(8) RYO-FU BASE が行う他の事業との連携について

RYO-FU BASE では、本事業のほかに「佐賀県産業スマート化センター運営事業」、「フレキシブル IT 人材育成・確保事業」、「IT 人材起業・複業等活躍推進事業」、「DX アクセラレータ事業」、「DX アルケミスト事業」等を通して県内における産業 DX 推進に取り組んでいる。本事業の実施にあたっては RYO-FU BASE が行う産業 DX・AX 推進事業の内容や狙いを十分に理解し、連携を図ることによって相乗効果を生み出すよう努めること。

また、令和 8 年 3 月に RYO-FU BASE が予定しているイベント内の企画において、AX 推進人材部門の候補選出を求められた場合は受講者から候補を選定する等協力を行うこと。その際受講者の登壇に向けたサポートを行うとともに、AX 推進事例周知のため本事業の受講者、関係者、県内企業等へ働きかけ、イベントの参加者を集めること。

(9) その他

このほか、受講者のスキルアップ・受講者が所属する企業等の AX 推進につながる方策や支援策等があれば提案書に具体的に記載すること。

また、本事業を行うに当たって、本仕様書に記載する以外に RYO-FU BASE に協力を求める事項等があれば具体的に記載すること。

第 3 実施体制

本事業は、次に掲げる体制を整備した上で実施すること。

このほか、事業の実施・運営に必要な人材や運営体制等があれば提案書及び実施体制図に具体的に記載すること。

- (1) 受託者は、本事業の運営全体を統括し、管理する運営責任者を 1 名配置し、事務連絡や問い合わせ等に対応すること。
- (2) 受託者は、人材育成に当たって講師を務めるに十分な資格や経験等を有する人材を確保し、指導に当たらせること。講師の人選については具体的に記載すること。
- (3) 受託者は、実習等を円滑に進め、講師とともに人材育成を行うための補助員等を配置する

こととし、適宜それに足る人材を確保すること。

- (4) 本事業に従事する責任者や講師等については、事業期間中であっても、本人からの退任の届出があった場合については退任を、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる場合は配置の取り消しを認めるものとし、受託者は速やかに後任の人材を配置すること。
- (5) 受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。
- (6) 本事業に従事する責任者や講師、補助員等が災害・感染症等により、急遽対応できない場合のバックアップ体制を整備すること。急遽対応できない事態が発生した場合は速やかに RYO-FU BASE に状況を共有し、対応方法を協議すること。

第4 受講料

講座においては、受講者の入学金、受講料（補講を含む）は無料とする。ただし、「第2

- (1) エ 使用する教材・生成AI等」のとおり、教育課程で使用するテキストやAI ツールの有料版使用料等については受講者の負担とすることができるものとし、受講者に負担を求めるものについては全て提案書に具体的に記載すること。

第5 事業経費

- (1) 本事業が対象とする経費は次に掲げるものとし、見積書の作成においてはそれぞれの経費毎に積算を行うこと。

なお、講座の「開催経費」及び「受講者1人当たりの経費」については、「第2（2）イ 受講者数」において規定のとおり100名が受講する前提で算出し、「開催経費」についてはオンライン講座等を1回開催するに当たっての経費、「受講者1人当たりの経費」においては受講者1人当たりの経費がわかる形で算出すること。

【基本的経費】

業務全体の企画・運営に当たって必要となる管理費、人件費、旅費、諸費用や、受講者の募集・広報にかかる費用、受講者向け説明会の開催にかかる経費、講座受講者選定にかかる費用、講座におけるカリキュラム・教材・生成AI等の作成・管理に係る費用、講座の内容を映像として記録・提供するための費用とする。

【開催経費】

講座や交流会等を提供する際に必要となる会場使用料、人件費、謝金、旅費、システム利用・管理費、設備・備品のリース料、諸費用等とする。

なお、受講者を複数期間に分けて、講座や取組状況報告会、交流会等を提供する場合には、1期間ごとの経費を積算し、予定する期間数をそれに乗じて算出するものとする。

【受講者1人当たりの経費】

講座や交流会等を提供する際に、受講者1人当たりに係る管理費、教材費（受講者負担

- とする経費を除く)、システム利用料、設備・備品のリース料、諸費用等とする。
- (2) 講座を実施するにあたり、(受講者を複数期間に分けて教育を行う場合にはその期間ごとの) 受講希望者数が定員の 20%に満たない場合には原則として開催せず、「(受講者を複数期間に分ける場合にはその期間ごとの) 開催経費」を委託料から減額するための変更契約を締結することとする。
- (3) 講座受講者数が、100 名に達しなかった場合は、原則として達成しなかった人数分の「受講者 1 人当たりの経費」を委託料から減額するための変更契約を締結することとする。
- また、講座の受講希望者数が 100 名を超えた場合は、原則として、「第 2 (2) ア 受講対象者」等を参考に、RYO-FU BASE と協議の上、講座受講者を選定して事業を実施すること。
- (4) 本事業は、企業等からの協賛・協力を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合は事前に RYO-FU BASE と協議を行うこと。また、協賛・協力企業に対して受講者の了解を得ずに個人情報を提供しないこと。

第 6 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日 (木) まで

第 7 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第 8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては RYO-FU BASE と十分に協議し、RYO-FU BASE の了承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告すること。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、RYO-FU BASE 及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括及び講座の企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。

- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施にあたり、講座受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。